

令和元年5月臨時会会議録

令和元年5月17日 金曜日 午前10時00分開会
議長 下山 准一 副議長 小関 淳

出席議員(18名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	小関淳	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
11番	新田道尋	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
健康課長	亀井博人	都市整備課長	長沢祐二
教育長	高野博		

事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	沓澤真子	主任	小田桐まなみ

議事日程

令和元年5月17日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員指名
- 日程第 6 会期決定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 報告第 3 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 11 報告第 4 号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 12 報告第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 13 議案第 25 号新庄市市税条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

新田道尋臨時議長 おはようございます。
ただいま紹介されました新田道尋です。
地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。ふなれではございますけれども、各議員の特段の御協力をお願い申し上げます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
これより令和元年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

新田道尋臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 開議

新田道尋臨時議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第2 議長選挙

新田道尋臨時議長 これより日程第2 議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。
投票の記載は、記載所で行っていただきます。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

新田道尋臨時議長 ただいまの出席議員は18名です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

新田道尋臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

新田道尋臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を一人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

新田道尋臨時議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時議長 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

新田道尋臨時議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に叶内恵子君、今田浩徳君、佐藤卓也君を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

新田道尋臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 17票

無効投票 1票

白票であります。

有効投票中

下山准一君 9票

小野周一君 8票

白票が1票で、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、下山准一君が議長に当選されました。

当選された下山准一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

当選されました下山准一君に御挨拶を願いたします。

(下山准一議長登壇)

下山准一議長 おはようございます。

ただいま当選をいたしました下山でございます。ありがとうございました。

昨日の所信表明の言葉を胸に刻み、公平で円滑なる議会運営に努めてまいります。市民生活の安寧と、それから新庄のさらなる発展のために、そして山積する諸課題の解決のために、皆様方と一緒に頑張っていきたいと思っております。これからもよろしく願いたします。ありがとうございました。

新田道尋臨時議長 当選されました下山准一君、議長就任おめでとうございます。ただいまから議長席にお着き願います。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。

(議長下山准一君議長席に着く)

日程第3副議長選挙

下山准一議長 それでは、日程第3副議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

投票の記載は、記載所で行っていただきます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

下山准一議長 ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

下山准一議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

下山准一議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

下山准一議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

下山准一議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に叶内恵子君、今田浩徳君、佐藤卓也君を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

下山准一議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 18票

無効投票 なし

有効投票中

小関 淳 君 10票

高橋 富美子 君 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、小関 淳君が副議長に当選されました。

当選された小関 淳君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

当選されました小関 淳君に御挨拶をお願いいたします。

(小関 淳副議長登壇)

小関 淳副議長 副議長に選んでいただきまして、本当にありがとうございます。下山議長とともに、今市議会が置かれている立場を、状況を十分認識して議会改革に努め、そして、市民福祉の向上に努めてまいりたいと思います。皆様よろしくをお願いいたします。

日程第4議席の指定

下山准一議長 日程第4議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長より朗読させます。

滝口英憲議会議務局長 申し上げます。

1番 佐藤 悦子 議員
2番 庄 司 里 香 議員
3番 叶 内 恵 子 議員
4番 八 畝 長 一 議員
5番 今 田 浩 徳 議員
6番 押 切 明 弘 議員
7番 山 科 春 美 議員
8番 小 関 淳 議員
9番 佐 藤 文 一 議員
10番 山 科 正 仁 議員
11番 新 田 道 尋 議員

12番 奥 山 省 三 議員

13番 下 山 准 一 議員

14番 石 川 正 志 議員

15番 小 嶋 富 弥 議員

16番 佐 藤 卓 也 議員

17番 高 橋 富美子 議員

18番 小 野 周 一 議員

以上です。

下山准一議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第5会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第5会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子君、小野周一君の両名を指名いたします。

日程第6会 期 決 定

下山准一議長 日程第6会期決定を議題といたします。

このたびの臨時会の運営につきましては、議会運営委員会がまだ構成されておられませんので、会派代表者会で協議していただきました。その協議の結果について、代表の方から御報告をお願いいたします。

会派代表者会座長奥山省三君お願いいたします。

(奥山省三会派代表者会座長登壇)

奥山省三会派代表者会座長 それでは、私のほうから会派代表者会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月10日午前10時から、議員協議会室において各会派代表者5名出席のもと、執行部から副市長並びに関係課長、そして議会事務局職員の出席の上、本日招集されました5月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日と提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、提出されます案件が報告3件、議案1件のほか、役員の選任に関する事項でありますので、5月17日、本日1日限りとすることに決定したところであります。

次に、案件の取り扱いにつきましては、臨時会でございますので委員会への付託を省略し、本会議で審議していただくことにいたしました。

また、議事の日程は、4件の案件に先立ち、常任委員会の選任などを行っていただきますよう、会派代表者会で協議いたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上、会派代表者会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま会派代表者会の座長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

下山准一議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第7 常任委員の選任

下山准一議長 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務文教常任委員に、

佐藤悦子君
山科春美君
小関淳君
山科正仁君
新田道尋君
奥山省三君
小嶋富弥君
佐藤卓也君
小野周一君

の9名を、

産業厚生常任委員に、

庄司里香君
叶内恵子君
八畝長一君
今田浩徳君
押切明弘君
佐藤文一君
下山准一君
石川正志君
高橋富美子君

の9名を、

以上それぞれ指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

なお、この際お諮りいたします。

本市議会では、議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、

小職は常任委員を辞任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 開議

下山准一議長 休憩を解いて、再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

下山准一議長 それでは、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 山科正仁君

副委員長 佐藤悦子君

産業厚生常任委員会

委員長 今田浩徳君

副委員長 佐藤文一君

であります。以上であります

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 開議

下山准一議長 休憩を解いて、再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 開議

下山准一議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第8議会運営委員の選任

下山准一議長 日程第8議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

石川正志君

佐藤悦子君

奥山省三君

八鍬長一君

山科正仁君

今田浩徳君

以上6名の諸君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時39分 開議

下山准一議長 休憩を解いて、再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

下山准一議長 それでは、正副委員長の互選の結

果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

議会運営委員会

委員長 石川正志君

副委員長 奥山省三君

以上であります。

日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

下山准一議長 日程第9最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議会議員に

山科正仁君

庄司里香君

八鍬長一君

の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君が最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

なお、議長も組合規約により議員になりますので、御了承をお願いいたします。

ただいまから、1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第10 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

下山准一議長 日程第10報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 午前中の議会で新役割が皆さん決まりました。今後ともまた我々とともに、市勢発展のために御尽力賜れば大変ありがたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成31年4月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

損害賠償の原因につきましては、平成30年12月16日午後0時23分ごろ、市道沖・鉄砲町線に設置されていた消雪用深井戸ポンプ制御盤が支柱の劣化により倒れ、家屋の一部が損壊したものであります。

相手方との示談が調いましたので、平成31年4月19日に損害賠償の額の決定についての専決処分を行いました。

損害賠償の額は17万8,524円であり、全て保険の適用となっております。

今後とも道路施設の安全点検を行い、事故防止に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

下山准一議長 ただいま説明のありました報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承をお願いします。

報告2件一括上程

下山准一議長 日程第11報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び日程第12報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正について、3月29日に専決処分を行いましたので、これを報告し、

議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容といたしまして、個人住民税については、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の期間を延長するものです。

また、法人市民税につきまして、電子申告の義務化に伴う緊急事態の場合の猶予措置を定めるものです。

その他、固定資産税、軽自動車税等に関し、条文の整備などを行うものであります。

施行日は平成31年4月1日です。

次に、報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正について、3月29日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容についてであります。課税限度額の引き上げと軽減判定所得の引き上げを行うものであります。

具体的には、基礎課税額に係る限度額を58万円から61万円に引き上げます。また、軽減措置のうち5割の軽減判定基準額に用いる加算額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の加算額を50万円から51万円に引き上げるものであります。

ただいま御説明申し上げました2件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

下山准一議長 ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、これを承認することに決しました。

次に、報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 課税限度額の引き上げということで、58万円の医療保険分の課税限度額を61万円に3万円引き上げという内容についてお伺いします。

今までの58万円の限度額のぎりぎりのところに達する方の世帯の所得はどのくらいであるのか。

また、世帯状況として、子育て、子供などが何人くらいいて、どのような方がこのぎりぎりのところにおられたのか。このたび引き上がるに当たって、61万円ですか、その61万円に引き上がる方の状況は、所得はどうか。課税世帯の状況を教えていただければと思います。

加藤 功税務課長 議長、加藤 功。

下山准一議長 税務課長加藤 功君。

加藤 功税務課長 ただいま課税限度額につきまして御質問いただきました。

まず、課税限度額につきましては、医療保険分、こちらのほうが61万円。そして、後期高齢者支援金分19万円、そして介護納付分16万円、合わせまして96万円が限度額となっております。

この96万円の限度額に該当すると思われる所得の制限になりますが、所得額としましては870万円に相当します。また、これを給与換算、給与収入に換算しますと、約1,100万円ということになります。これらに該当する方、4月に試算しましたところ90世帯と見込んでおります。

なお、これらの収入の方々というのは、サラリーマンではなく、やはり個人事業主並びに中小企業の役員クラスの方々が見込まれると思われませんが、扶養親族や健康状態で異なってくると思いますので、一概には申し上げることはできないと思っております。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいま扶養親族ということ、それから健康状態ということで違ってくるだろうという課長のお話でしたが、その扶養親族の状況、子供の数とかそこら辺はどう見ておられるでしょうか。

加藤 功税務課長 議長、加藤 功。

下山准一議長 税務課長加藤 功君。

加藤 功税務課長 所得を算出するに当たりましては、扶養親族、それから控除額、そういったものは全て勘案されるわけなんですけど、残念ながら本件につきまして具体的に家族構成を把握することはできかねます。それぞれの状況が余りにも幅広い状況がございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 子供がいる場合ですが、子供がいるだけで1人当たり3万円余りから4万円近く世帯人数が多ければ最高限度額に近づく税金となるわけなんです。そういった世帯の人数が多い、子供が多い、こういう世帯の場合は、この引き上げというのが大変世帯にとって厳しいものになるのではないかとということが予想されるのですが、どう思われますか。

加藤 功税務課長 議長、加藤 功。

下山准一議長 税務課長加藤 功君。

加藤 功税務課長 家族構成そのものにつきまして、それぞれの家庭事情があろうかと思えます。所得が多い方、多い世帯におきましては、それなりに税金を納めていただく、国保税を納めていただく。少ない世帯におきましては軽減措置または減免措置等、対応させていただいておるところでございます。相互に扶助し合ってこちらのほうの制度が成り立っている、国保税が成り立っている制度でございますので、ぜひ御理解いただきまして納めていただけるようお願い申し上げたいと存じます。

以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

2 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

下山准一議長 庄司里香君。

2 番（庄司里香議員） 控除額拡大について関係すべきところもあると思えます。ただ、市の財源としてはどのくらい試算しているのか、お聞かせ願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

加藤 功税務課長 議長、加藤 功。

下山准一議長 税務課長加藤 功君。

加藤 功税務課長 ただいまの御質問につきましては、多分軽減判定基準額の見直しに係る影響、それから限度額の見直しに係る市の税金の影響、そういったものをお伺いするという事ではないかと思っております。

概算ではございますが、4月の時点で試算しましたところ5割軽減、こちらのほうに該当するものが13世帯、73万4,000円ほど拡充されます。2割軽減では15世帯、37万6,000円、そして軽減額全体では110万円の国保税が減収減額となる予定です。

また、限度額引き上げによりまして、本来限度額以上の方が96万円の限度額に抑えられることとなりますので、いわゆる限度額超過世帯数は90世帯を見込んでおるところでございます。

この超過による市税の影響としては195万円となりますので、国保税の増収増額が見込まれることになっております。

以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

報告第5号について承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

下山准一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、報告第5号はこれを承認することに決しました。

日程第13議案第25号新庄市市税条例の一部を改正する条例について

下山准一議長 日程第13議案第25号新庄市市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第25号新庄市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新庄市市税条例等の改正のうち施行日が平成31年4月1日となっているものにつきましては、3月29日に専決処分を行い、先ほど報告いたしました、本年6月1日以降に施行される部分について必要な改正を行うために提案するものであります。

主な改正の内容といたしまして、個人住民税につきましては、総務大臣が指定する市町村等にふるさと納税を行った場合に限り、特例控除対象寄附金として税額控除が適用されること、また、合計所得金額が135万円以下であるひとり親の住民税を非課税とすることです。

軽自動車税につきましては、本年10月1日から1年間のうちに取得された軽自動車の環境性

能割につきまして、税率を1%減税する規定が設けられ、また、令和4年度と5年度に限り種別割の特例、いわゆるグリーン化特例につきまして、電気自動車等に限定するものと改正する規定が盛り込まれております。

さらに、市税条例全体を通して本年5月1日以降の元号につきまして、平成を令和に改める整備を行っております。これらは、施行日が一律でないため、附則においてその期日を定めております。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

下山准一議長 ただいま説明のありました議案第25号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決しました。

ただいま説明のありました議案第25号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第25号新庄市市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第25号は原案のとおり可決されました。

閉 会

下山准一議長 以上で、今期臨時会の日程は全て
終了いたしましたので、閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後1時19分 閉会

新庄市議会議長 下 山 准 一

会議録署名議員 佐 藤 悦 子

〃 〃 小 野 周 一